

令和4年2月14日から令和4年3月21日の期間中に時短等要請にご協力いただいた方を対象に申請受付を行います。

申請書作成上の留意点

熊本県時短等要請協力金の申請書作成にあたって、電子申請を行う場合も含めて作成前に必ず本書をお読みください。

1 申請対象期間と申請受付対象者

(1) 申請対象期間

対象期間Ⅰ 令和4年2月14日（月）～令和4年3月6日（日）

対象期間Ⅱ 令和4年3月7日（月）～令和4年3月21日（月・祝）

の期間における協力金の申請受付を行います。

(2) 対象区域 熊本県内全域

(3) 申請受付対象者

各対象期間以前から対象施設の営業を行っており、各対象期間において協力要請（第8回）に全面的に応じた者で、かつ申請日においても、倒産、廃業又は休業（時短等要請に基づくものを除く）をしていない者。

※「対象施設」とは

各対象期間より前から、飲食店・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っている施設。

2 協力金の額について

以下の「1日あたりの給付額」に基づいて、売上高又は売上高の減少額に応じて算出してください。

（1日1店舗あたりの額となります）

具体的な計算については、店舗ごとの協力金支給申請額計算書（様式2）により算出いただきます。

(1) 中小企業・個人等（売上高方式）

- ① ・通常の営業時間が午後9時を超え、営業時間を午後9時までに短縮する認証店
・非認証店

前年度、前々年度又は前々々年度の 1日当たりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,334円～25万円	前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高の3割
25万円超	7.5万円

② 通常の営業時間が午後8時を超え、終日、酒類の提供及び持ち込みを行わず営業時間を午後8時まで短縮する認証店

前年度、前々年度又は前々々年度の 1日当たりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下	3万円
7万5,001円～25万円	前年度、前々年度又は前々々年度の 1日あたりの売上高の4割
25万円超	10万円

(2) 大企業（売上高減少方式） ※中小企業等も選択可

<p>[1日あたりの給付額]</p> <p>前年度、前々年度又は前々々年度からの1日あたりの売上高減少額の4割 <上限額></p> <p>○通常の営業時間が午後8時を超え、酒類の提供及び持ち込みを行わず営業時間を午後8時まで短縮する認証店</p> <p>➤20万円</p> <p>○・通常の営業時間が午後9時を超え、営業時間を午後9時まで短縮する認証店</p> <p>・非認証店</p> <p>➤20万円又は前年度、前々年度もしくは前々々年度の1日あたり売上高の3割の低い方</p>

※「認証店」とは

対象期間Ⅰ 令和4年（2022年）2月14日時点で熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店を指す。

対象期間Ⅱ 令和4年（2022年）3月7日時点で熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店を指す。

※「中小企業」とは

飲食業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人を指す。ただし、カラオケなどのサービス業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社又は常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人を指す。（個人事業主も含む）

※「大企業」とは

中小企業以外の事業者を指す。

3 必要書類

以下に掲げる申請書類を全て提出してください。

ただし、2（1）の下限値（2万5千円又は3万円／店舗・日）で申請する事業者については、売上高の確認に係る提出書類（④、⑤）を省略することが可能です。

※その他、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがありますのでご了承ください。

- ① 申請書（様式1）（別紙「誓約書」「対象施設情報」を含む）
 - ② 店舗ごとの協力金支給申請額計算書（様式2）
※使用する計算書については、次項「4 時短等要請協力金の計算にあたって」をご確認ください。
 - ③ 食品衛生法の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し（**許可証の有効期間は時短等要請期間（2/14～3/21）及び協力金申請時において有効なもの**）
※**営業所所在地及び有効期間が目視確認できるように**印刷してください。
 - ④ 確定申告書（原則として税務署の受付印又は電子申請の受信通知のあるもの。法人事業概況説明書（月別売上高、兼業割合）、青色申告決算書（月別売上高）等の写しを含む。ただし、令和3年以降に開業し確定申告を行っていない場合は売上台帳等の写し。）
 - ⑤ 店舗もしくは事業部門ごとの月別売上が確認できる書類等の写し（売上台帳等の写しを含む）
※売上高減少方式で申請する場合は、**日別売上が確認できる書類等の写し（売上台帳等の写しを含む）**が必要となります。
※提出いただく**売上台帳等は、店内飲食のみを対象とし、税抜き及び1円単位**としてください。特に結婚式場、カラオケ店等は注意してください。
※宿泊施設における売上台帳は、**宿泊客以外の方への飲食を対象とし、税抜き**としてください。
 - ⑥ 全面的に協力要請（第8回）に応じたことが確認できる書類（時間短縮営業のお知らせ（様式3-1）又は休業のお知らせ（様式3-2）を店頭に掲示している写真）
※3月7日（月）から要請への協力内容を変更された方は、**変更前（対象期間Ⅰ）の対応状況が分かる写真と、変更後（対象期間Ⅱ）の対応状況が分かる写真**をそれぞれ提出してください。
 - ⑦ 店舗の内観・外観が確認できる写真
※店舗の内観については、**お店で行っている感染防止対策がわかる写真**をご提出ください。
 - ⑧ 振込先口座の通帳表紙及び通帳を開いた1・2ページ目の両方の写し（申請者名義）
 - ⑨ 交付取扱要項 第4条（1）②に規定する罹災特例を活用する場合は、罹災証明書等の写し
-
- ⑩ （任意）その他知事が必要と認める書類

4 時短等要請協力金の計算にあたって

時短等要請協力金は、売上高や売上高の減少に応じて支給する制度となっています。

そのため、協力金申請額の算出にあたっては、当てはまる店舗ごとの協力金支給申請額計算書（様式2）をご使用いただき、それに基づいて申請いただくこととなります。以下の表を参照して、必要な店舗ごとの協力金支給申請額計算書をご確認いただき、申請額を算出してください。

- ・認証店と非認証店のどちらであるか、認証店の場合は2（1）に示す①と②どちらの協力内容を選択したか、によって使用する計算書が異なります。
- ・また、今回は、対象期間Ⅰと対象期間Ⅱでそれぞれ協力内容の選択を変更できます。**協力内容の変更の有無によって、使用する計算書や提出枚数が異なります。**

- ・すべての期間（2/14～3/21）で協力内容を統一した方 ⇒ 下記（1）をご参照ください。
- ・3月7日（月）時点で協力内容を変更した方 ⇒ 5, 6ページ（2）をご参照ください。

（注）店舗ごとの協力金支給申請額計算書に記入いただく売上高については、必ず消費税及び地方消費税を除いた金額としていただきますようお願いいたします。

（1） すべての期間（2/14～3/21）で協力内容を統一した方

ダウンロード用URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/125606.html>

<中小企業又は個人の場合>

計算方式	非認証店	認証店	
	・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない	① ・営業時間を午後9時までに短縮 (酒類の提供可)	② ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高方式	A	A	E
売上高減少方式 ※選択される場合	B	B	F
新規開店の 場合のみ	売上高方式 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	C	G
	売上高減少方式 ※選択される場合 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	D	H

<大企業の場合>

計算方式	非認証店	認証店	
	・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない	① ・営業時間を午後9時までに短縮 (酒類の提供可)	② ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高減少方式	B	B	F
新規開店の 場合のみ	売上高減少方式 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	D	H

(2) 3月7日(月)時点で協力内容を変更した方

対象期間Ⅰと対象期間Ⅱでそれぞれ使用する計算書が異なります。対象期間ごとに、それぞれ1枚ずつ計算書を作成してください。

ダウンロード用URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/58/128995.html>

① 対象期間Ⅰ (2/14~3/6) 分

<中小企業又は個人の場合>

計算方式		非認証店	認証店	
		<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない 	① <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後9時までに短縮(酒類の提供可) 	② <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高方式		I	I	M
売上高減少方式 ※選択される場合		J	J	N
新規開店の場合のみ	売上高方式 ※時短要請開始日以前1年以内に営業を開始した店舗の場合	K	K	O
	売上高減少方式 ※選択される場合 ※時短要請開始日以前1年以内に営業を開始した店舗の場合	L	L	P

<大企業の場合>

計算方式		非認証店	認証店	
		<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない 	① <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後9時までに短縮(酒類の提供可) 	② <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高減少方式		J	J	N
新規開店の場合のみ	売上高減少方式 ※時短要請開始日以前1年以内に営業を開始した店舗の場合	L	L	P

② 対象期間Ⅱ (3/7~3/21) 分

<中小企業又は個人の場合>

		非認証店	認証店	
			①	②
計算方式		<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後9時までに短縮(酒類の提供可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高方式		Q	Q	U
売上高減少方式 ※選択される場合		R	R	V
新規開店の 場合のみ	売上高方式 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	S	S	W
	売上高減少方式 ※選択される場合 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	T	T	X

<大企業の場合>

		非認証店	認証店	
			①	②
計算方式		<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後9時までに短縮(酒類の提供可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間を午後8時までに短縮かつ ・終日、酒類の提供及び持ち込みを行わない
売上高減少方式		R	R	V
新規開店の 場合のみ	売上高減少方式 ※時短要請開始日以前1年以内に 営業を開始した店舗の場合	T	T	X

5 その他

申請書（様式1）は、別途記入例を作成しておりますので、参考にして作成してください。

また、時短要請開始日以前1年以内に営業を開始した新規開店店舗については、売上高の算定に関し、開業日から時短開始前日までの売上高の日割計算を行うこととなりますので、店舗ごとの協力金支給申請額計算書（様式2）のうち新規特例用の様式の使用をお願いします。

6 受付期間と受付方法

受付期間：令和4年3月22日（火）～令和4年4月22日（金）※郵送の場合、当日消印有効

申請方法：以下の（1）か（2）のどちらかの方法により申請を受け付けています。

スムーズな協力金支払いのため、できる限り（1）電子申請をご利用ください。

（1）電子申請

熊本県ホームページから申請をお願いします。

（「熊本県時短等要請協力金」で検索してください。）

（2）郵送による申請

申請書類を以下の宛先に郵送してください。（できるだけレターパックや簡易書留など、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。）

〒862-8570

熊本県商工政策課 時短要請協力金係（※住所記載不要）

7 問い合わせ先

時短要請協力金相談窓口：096-333-2828（平日：9時～17時）

※3月19日（土）、3月20日（日）は、窓口を開設します。